

欠陥住宅被害全国連絡協議会(欠陥住宅全国ネット)主催

欠陥住宅・リフォーム 全国一斉110番

外壁・屋根の塗装不良、雨漏りなど、リフォーム工事を巡るトラブルはもちろん、マンション、戸建を問わず欠陥住宅トラブルのご相談なら何でもOKです。

2024年7月6日(土) 10:00~16:00

0570-005-007

(全国统一ナビダイヤル)

1. はじめに～欠陥住宅全国ネットとは

私たち欠陥住宅全国ネットは、阪神淡路大震災直後に、欠陥住宅被害の予防と救済を目的として、弁護士と建築士、学者らが中心となって発足し、以来約30年にわたって活動を続けてきた団体です。

2. 欠陥住宅110番の取組について

欠陥住宅やリフォームトラブルは、法的な問題と建築技術上の問題が複合するトラブルですので、ご相談に適切に応じるためには、法的専門家と建築工学的専門家が一緒に検討することが重要です。

私たちは日頃から欠陥住宅相談に対応していますが、まだまだ、どこに相談すれば良いか判らずにお困りの方も多くおられますので、年1度、全国一斉の110番活動を行って被害救済を図っています。

3. 今年の110番の重点テーマはリフォーム

近時、「屋根工事の点検商法」に関するトラブルが増加しており、2022年度に全国の消費生活センターに寄せられた相談件数は2885件であり、2018年度(923件)の約3倍に増えています

(https://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20231011_1.pdf)。

また、国民生活センターが令和6年能登半島地震の被災地域(石川、新潟、富山、福井)を対象に設置した、「能登半島地震関連 消費者ホットライン」に寄せられた相談でも、災害に便乗した修理やリフォームに関するトラブルが増加しているとの報告がなされています(https://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20240216_1.pdf)

これらのトラブルに共通するのは、被害者の多くが60歳代以上で、特に高齢者が狙われやすく、特に今年のように、大きな災害が発生した後は、消費者の不安を煽って消費者が本来望んでいない契約を締結させる手口が全国的に増加する傾向にあります。

そこで、今年の110番は、リフォームを重点テーマに取り上げたいと思います。もちろん、新築や中古の住宅売買や注文住宅にかかわるトラブル全般についても、例年どおり相談を受け付けています。

4. 110番の相談体制など

この110番は、全国各地の建築紛争に詳しい弁護士と建築士とがペアになって電話相談を、初回相談無料で受け付けますので、トラブルを抱えてお悩みの方は是非お電話ください。

なお、全国の統一ダイヤルのため、最寄りの弁護士及び建築士にご連絡がつながるものとは必ずしも限りませんので、予めご了承下さい。